

(運用基準 様式3)

令和5年4月3日

教育委員会事務局教育政策推進課

「横浜市の新たな図書館像（図書館ビジョン（仮称））策定支援業務委託」
契約結果

横浜市の新たな図書館像（図書館ビジョン（仮称））策定支援業務委託について、公募型プロポーザル方式で、受託候補者を特定し、次のとおり契約しました。

- 1 件名 横浜市の新たな図書館像（図書館ビジョン（仮称））策定支援業務委託
- 2 委託内容
(1) 調査・分析による整理・検討
(2) 市民ワークショップの運営
(3) 外部有識者意見聴取の運営支援
(4) 「図書館ビジョン」素案の作成支援
(5) 市民意見公募実施支援
(6) 「図書館ビジョン（仮称）」原案の作成支援
(7) 「図書館ビジョン（仮称）」の確定に向けた最終調整
(8) プロジェクト管理
(9) その他
- 3 契約の相手方 株式会社日本総合研究所
- 4 契約金額 19,910,000円
- 5 契約日 令和5年4月1日
- 6 評価結果

提案者	評価点数	順位
株式会社日本総合研究所	430	1位
株式会社図書館流通センター	362	2位
株式会社有隣堂	216	3位
1者辞退		

7 評価基準・評価委員会開催経過等

委員会開催日時及び 開催場所	令和5年3月6日 13時30分～16時30分 中央図書館5階 1号会議室
評価委員の出席状況	出席5／委員数6（人）
議事内容	提案書の評価、集計、集計結果の確認、1位の事業者の決定
評価基準	別紙のとおり

8 問い合わせ先 教育委員会事務局教育政策推進課

TEL 045-671-3243

「横浜市の新たな図書館像策定支援業務委託」 提案書評価基準

1 評価方法

- (1) 出席した評価委員（以下「評価委員」という。）は、下表の評価項目についてはA～F（5～0点）の6段階で評価し、加算項目については1つ満たすごとに1点を加算し、評価点を与える。
- (2) 評価の考え方は、別紙「評価の視点」とおりとする。
なお、提案書に評価項目に該当する記載がない場合はF評価とする。
- (3) 提案者が1者のみの場合は、当該提案者の提案が最低制限基準（評価の合計得点の6割）以上であることを条件に、委員長は評価委員全員の確認をもって、当該提案者を一位の者として決定する。
- (4) 評価委員の採点の合計点数が同点の場合は、次の順序で最上位の提案を行った提案者を一位の者として決定する。
 - ア 評価項目のうち、「評価項目3 現状及び施策等への理解度について」「評価項目4 業務の運営に関する提案について」の評価委員の総合計点数が高い提案
 - イ 加重倍率が3の項目の評価委員の総合計点数が高い提案
 - ウ 評価委員の各項目の評価におけるA評価の合計数が最も多い提案
 なおそれでも合計点数が同点の場合は、評価委員会にて採択を行い、最上位の提案を行った提案者を一位の者として決定する。

2 評価項目及び加算項目

評価項目1 類似業務の履行実績について					
評価の着目点		配点	加重倍率	評価点	
(1-1)	会社の類似業務履行実績	平成29年度から令和3年度の5年間の間に、国、地方自治体、それに準ずる団体または民間企業等において、図書館に係る「在り方検討」「基本構想」「運営計画」等施策策定支援の委託を履行した実績があるか。	5	×2	10
				小計 10	
評価項目2 業務実施体制について					
評価の着目点		配点	加重倍率	評価点	
(2-1)	人員構成並びに統括責任者、担当者及びアドバイザー等の配置計画。業務実施体制に関する会社独自の工夫	業務実施に充分な人員の構成と人数になっているか。業務分担の内容は適切か。 年間を通して業務を実施するにあたり柔軟に本市の要望に応じられる体制の工夫や、専門性の高い応対に応じられる体制の工夫があるか。	5	×3	15
(2-2)	統括責任者、主な担当者及びアドバイザー等の経歴、類似業務実績	十分な専門性と経験を有した人員が配置されているか。	5	×2	10
(2-3)	本市との連絡体制図並びに繁忙期及び非常時等のバックアップ体制の工夫	本市の業務時間中、どの程度連絡がとれる体制がとられているか。人員が不足する時期や欠けた際のバックアップ体制は現実的で、工夫されているか。	5	×2	10
				小計 35	

評価項目3 現状及び施策等への理解度について

評価の着目点		配点	加重倍率	評価点	
(3-1)	貴社が考える横浜市立図書館の在り方	本市特性・施策、10~20年先の社会情勢予測への理解、図書館界の一般常識及びトレンドを理解した内容になっているか。論理的に記述されているか。記載された出典・例示は妥当か。	5	×3	15
(3-2)	貴社が考える横浜市立図書館において複合先として想定できる相手方、その相手方との複合館化が実現した場合の、図書館・地域等における波及効果等への考察	本市特性・施策、10~20年先の社会情勢予測への理解、図書館界の一般常識及びトレンドを理解した内容になっているか。論理的に記述されているか。記載された出典・例示は妥当か。まちづくりの考え方は妥当か。複合化による波及効果・影響・留意点への考察は具体的かつ妥当か。	5	×2	10
(3-3)	横浜市立図書館の価値や強みの評価の考え方や表し方への考察	本市特性、図書館界の一般常識及び先進事例、本市の図書館行政を理解した内容になっているか。論理的に記述されているか。記載された出典・例示は妥当か。	5	×1	5
			小計	30	

評価項目4 業務の運営に関する提案について

評価の着目点		配点	加重倍率	評価点	
(4-1)	本市想定スケジュールを踏まえた、詳細なスケジュール	調査・分析、市民意見、外部有識者意見聴取等を反映するための詳細かつ妥当なスケジュールになっているか。	5	×2	10
(4-2)	市民意見を反映するためのワークショップの手法や体制	業務説明資料「6(2)市民ワークショップの運営」を実施するにあたり、当日運営及び進行が支障なく実施できる手法・体制となっているか。また、多様な市民の意見を広く引き出し反映できる手法となっているか。	5	×2	10
(4-3)	効率的に業務を実施するための工夫	年間を通して策定支援業務を実施するにあたり、会社独自のデータ活用や業務実施の工夫など、業務を円滑的につかつ効果的に実施するための提案がなされているか。手法等は現実的かつ説得力があるか。	5	×1	5
			小計	25	

加算項目 ワーク・ライフ・バランス、障害者雇用、健康経営に関する取組について

加算項目		配点	加重倍率	評価点
(1)	次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定状況（従業員101人未満の場合のみ加算）	1	-	1
(2)	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく一般事業主行動計画の策定状況（従業員101人未満の場合のみ加算）	1	-	1
(3)	次世代育成支援対策推進法による認定の取得（くるみんマーク）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定の取得（えるぼし）、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得状況	1	-	1
(4)	青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づくユースエール認定の取得状況	1	-	1
(5)	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%の達成（従業員43.5人以上）、又は障害者を1人以上雇用（従業員43.5人未満）	1	-	1
(6)	健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証	1	-	1
			小計	6

合計 | 106

「横浜市の新たな図書館像策定支援業務委託」 評価の視点